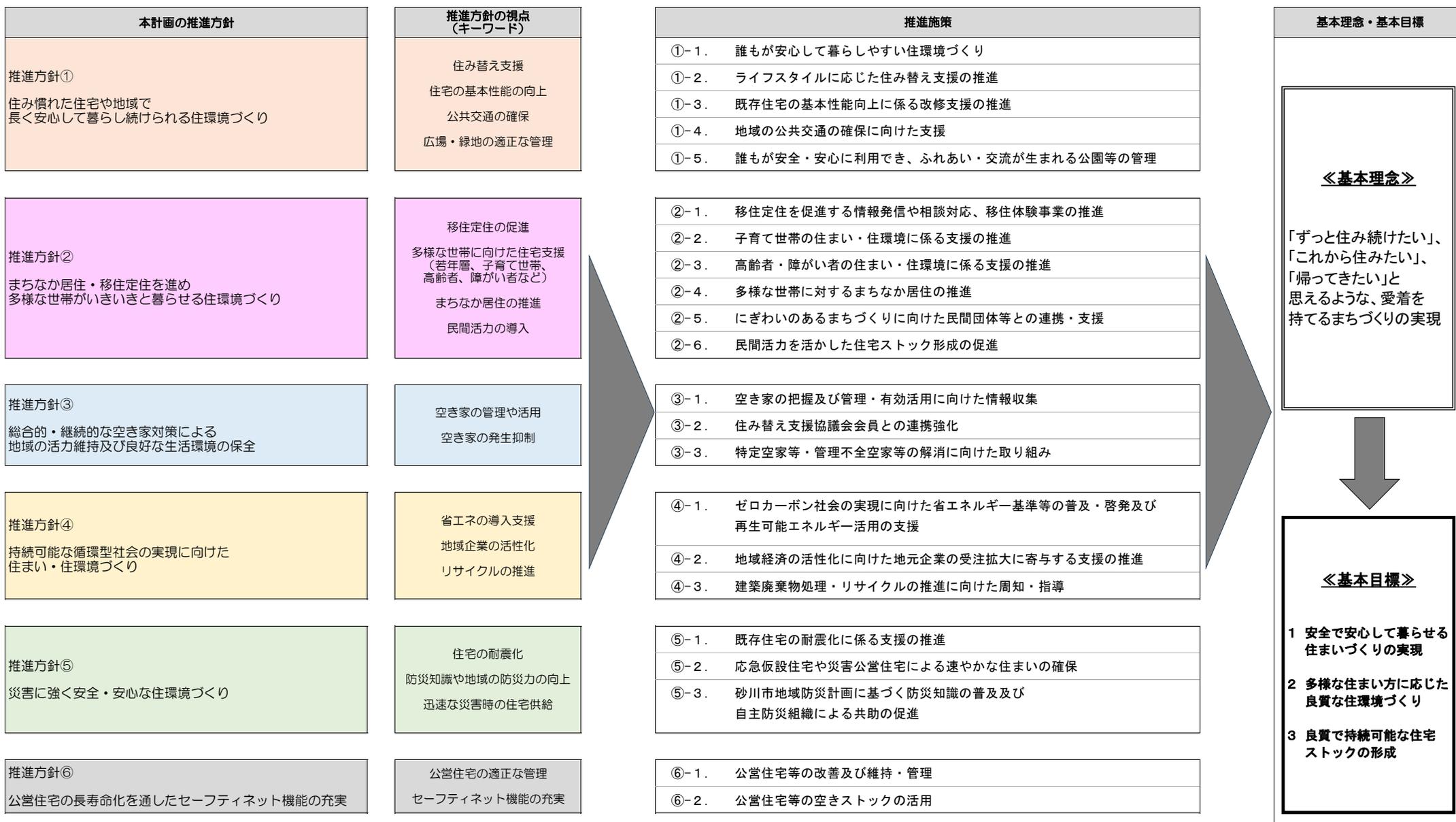


● 第3章 砂川市の住宅施策の展開

1. 本計画の推進方針及び視点、推進施策
2. 推進施策の具体的な取組み
3. 基本理念・基本目標

1. 本計画の推進方針及び視点、推進施策

第2章で設定した本計画の推進方針から導き出せるキーワードを推進方針の視点として抽出し、推進施策及び基本理念・基本目標を設定します。



2. 推進施策の具体的な取組み

推進方針

① 住み慣れた住宅や地域で長く安心して暮らし続けられる住環境づくり

①-1. 誰もが安心して暮らしやすい住環境づくり

【具体的な取組み】

- 子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい安全に配慮した良質な住宅の普及促進に取り組みます。
- 住宅の取得や改修等の情報を容易に入手できるよう相談体制の継続と充実を図ります。
- 国・北海道・民間事業者等が発行するパンフレットなどを活用した情報提供に努めます。

①-2. ライフスタイルに応じた住み替え支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会を運営し、様々な事業者と連携・協力して子育て世帯や高齢者世帯等が安心して暮らせる住環境づくりに取り組みます。
- ライフスタイルの変化に伴う住宅ニーズに対応できるよう、空き家バンク※による住情報の提供や、空き家バンクの登録物件成約に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

※) 空き家バンク

砂川市住み替え支援協議会登録物件「空き家・空き地情報」からの名称変更。

①-3. 既存住宅の基本性能向上に係る改修支援の推進

【具体的な取組み】

- 住み慣れた住宅で長く暮らし続けられるよう、基本性能向上のための改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- バリアフリー改修について、福祉部局と建設部局が連携した相談体制の充実や、介護認定の有無に限らず改修しやすいよう補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

#

①-4. 地域の公共交通の確保に向けた支援

【具体的な取組み】

- 暮らしに不可欠な交通手段を確保するため、公共交通機関への支援や予約型乗合タクシーの運行に継続して取り組みます。

①-5. 誰もが安全・安心に利用でき、ふれあい・交流が生まれる公園等の管理

【具体的な取組み】

- 既存の公園施設等について予防保全的管理による適切なストックマネジメントを進め、ふれあい・交流ができる公園等の機能の向上や魅力の発信に努めます。
- 地域コミュニティの場としてますます利用が期待される公営住宅用地の広場・緑地等について、安全・安心に遊ぶことができるよう適切な維持管理に努めます。

#

#

#

#

#

#

#

#

#

#

#

推進方針**② まちなか居住・移住定住を進め多様な世帯がいきいきと暮らせる住環境づくり****②-1. 移住定住を促進する情報発信や相談対応、移住体験事業の推進****【具体的な取組み】**

- 移住者が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、移住世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯の移住定住を促進するため、すながわ移住定住促進協議会の運営、市ホームページやSNS等を活用した情報発信や市窓口における相談対応、移住体験事業に継続して取り組みます。
- 市内就労者が住宅を取得しやすい補助制度等について検討します。
- 若年層の定住化を図るため、地元企業と連携した家賃補助や資格取得支援、就労情報の発信等に努めます。

②-2. 子育て世帯の住まい・住環境に係る支援の推進**【具体的な取組み】**

- 子育て世帯が住宅を取得しやすい環境づくりとして、住宅建設または購入に対する補助に加え、子育て世帯に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 子育て支援センターを拠点とした子育て世帯の交流の活性化や相談対応の円滑化を図ります。
- 子育て支援のしおりを活用した情報発信により、子育て世帯の住生活環境の充実を図ります。

②-3. 高齢者・障がい者の住まい・住環境に係る支援の推進**【具体的な取組み】**

- 福祉部局と連携し、高齢者や障がいのある人に対する住宅改修や福祉施設に関する情報提供、相談対応に努めます。
- 高齢者の暮らしを支える配食や除雪などの様々な福祉サービスを継続するとともに、「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」により高齢者の見守りを進めます。
- 高齢者の生きがいづくり、健康づくりの活性化に向けて、自発的な活動が継続できるように老人クラブをはじめとした運営費等の補助に継続して取り組みます。

②-4. 多様な世帯に対するまちなか居住の推進**【具体的な取組み】**

- 中心市街地におけるにぎわいと安心・快適な暮らしの実現に向けて、まちなか居住を推進します。
- まちなか居住を推進するため、住宅の取得に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 多様な世帯に向けて空き家バンクによる住情報の提供を継続し、まちなかの空き家活用・流通を促進します。

②-5. にぎわいのあるまちづくりに向けた民間団体等との連携・支援**【具体的な取組み】**

- 様々な世代・世帯の生きがいあふれる安心・快適な暮らしを支援するため、地域交流センターや既存施設の機能等を活用した事業に継続して取り組みます。
- 砂川市まちなか交流施設「すないる」において、居心地の良い居場所となるエリアを形成し、フリースペースや屋外広場でのイベント開催による「にぎわい」づくりや、砂川の情報発信など「魅力」づくりを進めます。
- 商工会議所・商店会連合会等と連携し、まちなか活性化のため新たに店舗を開業する際の支援や、空き店舗情報の提供などに継続して取り組みます。
- 市民・民間団体等による良好なまちなか居住環境づくりのために、市民ボランティア等による美化・清掃等、まちづくり活動への支援に継続して取り組みます。

②-6. 民間活力を活かした住宅ストック形成の促進

【具体的な取組み】

- 医療や福祉機能、商業・生活サービス機能、地域交流機能等が充実したまちなか居住を推進するため、民間活力を活かした住宅供給の誘導方策について検討します。

推進方針

③ 総合的・継続的な空き家対策による地域の活力維持及び良好な生活環境の保全

③-1. 空き家の把握及び管理・有効活用に向けた情報収集

【具体的な取組み】

- 空き家管理台帳により、空き家所有者等の把握及び家屋の状態の把握・管理に取り組みます。
- 空き家の所有者等への意向調査に継続して取り組みます。
- 独居の高齢者が施設入所や入院等により、持ち家が空き家になった場合の情報収集の方法について検討します。#

③-2. 住み替え支援協議会会員との連携強化

【具体的な取組み】

- 住み替え支援協議会会員と連携し、住み替え後の自宅の処分や、相続により取得した空き家の処分に関する相談体制の構築を検討します。
- 住み替え支援協議会会員への所有者不存在空き家等に関する情報提供の方法について検討します。

③-3. 特定空家等・管理不全空家等の解消に向けた取組み

【具体的な取組み】

- 「砂川市空家等対策計画（令和4年度策定）」に基づき、地域の安全確保と良好な生活環境の保全に取り組みます。
- 老朽住宅の除却に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 利活用が困難と判定した空き家について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「管理不全空家等」の候補とし、所有者等の対応に応じて必要な措置を講じます。また、「管理不全空家等」に認定された所有者等には税務部局と連携して指導・勧告等の対応をします。
- 所有者不存在の特定空家等について、危険性や緊急性に応じて略式代執行などの措置を検討します。
- 所有者等に対する空き家の発生抑制に関する情報提供の方法について検討します。

推進方針

④ 持続可能な循環型社会の実現に向けた住まい・住環境づくり

④-1. ゼロカーボン社会の実現に向けた省エネルギー基準等の普及・啓発及び再生可能エネルギー活用の支援

【具体的な取組み】

- 良質な住宅ストックの形成とゼロカーボンの実現に向けて、省エネルギー基準の周知やZ E H¹⁾、長期優良住宅等²⁾の普及・啓発を進めます。
- 住宅における再生可能エネルギーの利用促進とCO₂排出量削減のため、住宅用太陽光発電システムの設置に関する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

1) Z E H（ゼッチ）

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称。断熱性能を大幅に向上させ、家庭で使用するエネルギーと、再生可能エネルギー等で発電するエネルギーを導入し、収支をバランスさせて、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする住宅。

2) 長期優良住宅

長く安心・快適に暮らせる家として平成21年（2009年）にスタートした「長期優良住宅認定制度」の基準を満たし認定を受けた住宅。

④-2. 地域経済の活性化に向けた地元企業の受注拡大に寄与する支援の推進

【具体的な取組み】

- 住宅の取得や改修等における地元企業の受注拡大に寄与する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。

④-3. 建築廃棄物処理・リサイクルの推進に向けた周知・指導

【具体的な取組み】

- 建築廃棄物の適正処理の推進と資源の有効活用、及び環境負荷の低減に向け、建設リサイクル法に基づき、建物所有者・建設事業者等に対する分別解体等に係る情報の周知・指導に努めます。

推進方針

⑤ 災害に強く安全・安心な住環境づくり

⑤-1. 既存住宅の耐震化に係る支援の推進

【具体的な取組み】

- 地震に強いまちづくりを目指し、地震による人的被害、経済的被害の軽減を図るため、既存住宅の耐震改修に対する補助を継続するなど、制度の内容について検討します。
- 木造住宅の無料耐震診断事業及び耐震改修事業の継続と、制度の周知拡大に努めます。
- 北海道と連携し、住宅・建築物の耐震化に係る情報提供に努めます。

⑤-2. 応急仮設住宅や災害公営住宅による速やかな住まいの確保

【具体的な取組み】

- 被災者の一時的な居住の安定を図るため、災害時に建設型応急仮設住宅の建設が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数等をあらかじめ把握します。
- 災害公営住宅の整備にあたっては、北海道と情報共有し、被災者の安全で安心な住まいの確保を図ります。

⑤-3. 砂川市地域防災計画に基づく防災知識の普及及び自主防災組織による共助の促進

【具体的な取組み】

- 「防災ハザードマップ」の全戸配布や、生活空間であるまちなかに「まるごとまちごとハザードマップ」を掲示するなど、日常的に防災への意識を高められるように努めます。
- 土砂災害警戒区域など防災情報の積極的な情報提供や、防災教室、防災訓練の実施を進め、防災知識の普及に努めます。
- 地域における防災力の向上を図るため、自発的な防災活動が行われるよう自主防災組織による予防活動など、地域コミュニティにおける共助を促進します。#

推進方針

⑥ 公営住宅の長寿命化を通じたセーフティネット機能の充実

⑥-1. 公営住宅等の改善及び維持・管理

【具体的な取組み】

- 公営住宅等の適切な改善や維持・管理を進めセーフティネット機能の充実を図ります。
- 公営住宅等の良質なストック形成に向け、地域ニーズに対応した住棟の集約化を検討します。

⑥-2. 公営住宅等の空きストックの活用

【具体的な取組み】

- 公営住宅等の空きストックの有効活用のため、多様な住宅ニーズに対応した様々な活用方法について調査研究します。

3. 基本理念・基本目標

上位計画である砂川市第7期総合計画のめざす都市像「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現に向けて、前章で組み立てた推進方針及び推進施策を展開していく上での基本理念・基本目標を設定します。

(1) 基本理念の設定

住宅施策の分野においては、多様な住まい方に応じた良質な住まい・住環境づくりを促進し、恵まれた自然環境の中で、充実した医療・保健・福祉・教育環境のもと、生活に対する安心感や日々の幸せから笑顔が絶えない誰もが安全に安心して暮らすことができるまちづくりを目指すため、砂川市第7期総合計画のめざす都市像の「ことばに込められた思い」から引用し、本計画の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

「ずっと住み続けたい」、「これから住みたい」、「帰ってきたい」と思えるような、愛着を持てるまちづくりの実現

この言葉には、誰もが笑顔を絶やすことなく、のびのびと、いきいきと暮らすことができるよう「生活に安心感を与えていく」という思い、まさに本計画の基本理念が表れています。

(2) 基本目標の設定

本計画で位置づけた推進方針及び推進施策に基づいて、基本理念の実現に向けた3つの基本目標を次のように設定します。

【基本目標】

- 1 安全で安心して暮らせる住まいづくりの実現
- 2 多様な住まい方に応じた良質な住環境づくり
- 3 良質で持続可能な住宅ストックの形成

長くこのまちで住み続けたいと思う「安全・安心な住まい」を支援すること、多様な世帯が住みたいと思う「良質な住環境」を築くこと、そしてそれらを支える基盤として「持続可能な住宅ストック」を整えることを目標とし、住宅施策の方向性を示しています。